さくら市建設工事成績評定評価委員会設置要領を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

さくら市長 秋元 喜平

さくら市建設工事成績評定評価委員会設置要領

(設置)

第1条 さくら市建設工事成績評定結果通知実施要領(平成21年さくら市訓令第号)第4条に規定する付託を受けるため、さくら市建設工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、さくら市建設工事成績評定結果通知実施要領に基づき請負者に 評定の結果を通知した場合で請負者がその内容の説明を求めたときにその回答に ついて審議するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる職員で構成する。
  - (1) 総務部長
  - (2) 財政課長
  - (3) 財産管理係長
  - (4) 当該工事契約担当部長又は当該工事監督担当部長
  - (5) 当該工事契約担当課長又は当該工事監督担当課長
  - (6) 当該工事契約担当係長又は当該工事監督担当係長
  - (7) 当該工事担当検査職員

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、総務部長とする。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、財政課長がその職務を代理

する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が必要と認めた場合に委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席で開催することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係職員の出席を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。